

NPOへの業務委託推進方針

平成15年（2003年）11月

（平成16年（2004年）8月25日一部改正）

（平成17年（2005年）12月6日一部改正）

（平成20年（2008年）9月9日一部改正）

（平成24年（2012年）4月2日一部改正）

（令和元年（2019年）7月23日一部改正）

北 海 道

1 目 的

NPOは非営利の民間組織であり、行政や民間企業とは異なる行動規範を有している。

行政部門の活動は、法令、予算に基づくことが求められ、公平・公正を重視することから画一的となり、機動的な対応が容易でない面があることは否定できない。また、民間企業の活動は利潤の追求を究極の目標とすることから、採算がとれない分野は基本的にその活動領域とはなりえない。これに対し、NPOの活動は様々な課題に、前例や採算にとらわれることなく、試行的・先駆的に対応することができ、また多元的な価値観やきめ細かい人間的な対応によりサービスを提供することが可能であるという特性を有しており、NPOは新しい公益の担い手としての役割が期待されている。道内においても、NPO活動は様々な形で取り組まれており、また「特定非営利活動促進法」の施行以来、NPO法人は着実に増加している。

一方、道民サービスの向上、地域経済の活性化、行政運営の効率化などの観点から、道の事務事業の外部化を積極的に進めることが求められている。

この方針は、新しい公益の担い手としての役割が期待されるNPOに対し、道の事務事業の業務委託を推進するために必要な事項を定めるものである。

2 対象業務

NPO（この方針におけるNPOとは、北海道市民活動促進条例（平成13年3月30日北海道条例第5号）第6条に掲げる市民活動団体であって、道内に主たる事務所を有するものをいう。以下同じ。）への業務委託を推進することが適当な事務事業は、特定非営利活動促進法第2条の別表各号に定める活動分野のいずれかに該当するものであり、かつ、次の観点から適当と認められるものとする。

- (1) NPOの特性（自主性、柔軟性、機動性、専門性、先駆性、多元性等）を活かせるものであること。
- (2) 地域に根ざした活動が必要なものであること。
- (3) コミュニティビジネスの展開や地域における雇用創出の効果が期待できるものであること。

3 業務委託の方法

NPOに対する業務の委託については、業務の内容に応じ、次の発注方式を積極的に活用するものとし、発注に当たっては、業務内容の明確化を図るとともに、前金払制度及び概算払制度の活用努めるものとする。

(1) 発注の方式

NPOに対する業務の委託については、業務の内容に応じ、北海道財務規則等に基づき適切に行うものとし、次の発注方式を積極的に活用するものとする。

ア 一者随契方式（業務を履行できるNPOが1団体に限られている場合）

(ア) NPOの執行体制、履行能力等から相手先を選定し、見積書を徴取する。

(イ) 業務を履行できるNPOが、特定の1団体であることについては、決定書等で選定した理由を明らかにする。

また、予定価格が100万円を超えるものについては、指名選考委員会の審議を経るものとする。

イ プロポーザル方式（業務の履行に係る企画提案の中から最も良い企画提案を行ったNPOを選定する場合）

(ア) 業務内容に関する仕様等を示し、NPOから企画の提案を受け、当該企画提案の中から最も良い企画提案を行ったNPOを選定する。

(イ) 企画提案の審査は、業務の履行能力も含めて審査委員会により行い、審査の透明性を確保するものとする。

また、予定価格が100万円を超えるものについては、指名選考委員会の審議を経るものとする。

ウ 公募方式（入札、見積合わせの参加者を公募により募集する場合）

(ア) 業務内容に関する仕様及び参加資格を示し、業務の受託を希望するNPOから参加の申請を受ける。

(イ) 参加申請を行ったNPOについて、資格の有無の審査を審査委員会で行い、業務の履行が十分に可能と思われるNPOを選考する。

この場合、予定価格が100万円を超えるものについては、指名選考委員会の審議を経るものとする。

(ウ) 選考されたNPO相互間で入札等を行い、価格競争により相手先を決定する。

(エ) なお、公募方式の取扱いについては、別に定める。

(2) 業務内容の明確化

NPOに対して業務を発注しようとする場合にあっては、業務内容が明確に把握できるよう仕様書、委託業務処理要領等、関係書類を作成するものとする。

(3) 前金払制度及び概算払制度の活用

NPOとの契約については、資金的側面への配慮が必要な場合も多いことから、相手方の事情を十分把握し、前金払制度や概算払制度の活用による業務の円滑な執行を確保すること。

4 実効性の確保

本方針の実効性を確保するため、「協働推進会議」を活用して関係部局間の連絡調整を図るとともに、業務委託の実績については、道のホームページに掲載するほか、北海道立市民活動促進センターが発行する情報誌等を通じて周知を図る。

【参考】

北海道市民活動促進条例（平成13年3月30日北海道条例第5号）

（市民活動団体の役割）

第6条 市民活動団体（市民活動を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり市民活動を行うとともに、その活動及び運営の状況を道民に周知することにより、市民活動への理解の形成に努めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的かつ自発的に行われる活動であって、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。（以下略）

別表（第二条関係）

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る事業
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準じる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動